

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月4日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

【届出者の住所又は所在地】 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 (03) 5546 - 8119

【事務連絡者氏名】 IR室長 金江 隆 司

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
(東京都江東区豊洲三丁目3番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社エヌジェーケーをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年12月22日付で提出した公開買付届出書につきまして、対象者が平成22年2月4日付で、当社が平成22年2月2日付で、それぞれ平成22年3月期第3四半期決算短信を公表したこと、公正取引委員会から平成21年6月10日法律第51号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が平成22年2月3日付で終了したこと、及び特別関係者の存在が明らかになったことに伴い、追加・訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第1項及び第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

6 株券等の取得に関する許可等

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

第5 対象者の状況

4 その他

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正・追加箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	7,071
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年12月22日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年12月22日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)(個)(j)	13,720
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	51.54
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	51.54

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しています。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成21年11月9日に提出した対象者の第40期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数を記載しています。

(注3)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	7,071
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年12月22日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年12月22日現在)(個)(g)	6
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)(個)(j)	13,720
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	51.54
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))) \times 100$ (%)	51.58

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しています。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年12月22日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成21年11月9日に提出した対象者の第40期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数を記載しています。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株券等の取得につき、平成21年6月10日法律第51号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があるが、当該届出が受理された日から30日を経過するまで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。なお、公開買付者は、平成22年1月4日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出することを予定しており、同日付でかかる事前届出が受理された場合、待機期間は平成22年2月3日に終了する予定です。本公開買付けによる対象者株券等の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、及び、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「第1 公開買付要項」の「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株券等の取得につき、平成21年6月10日法律第51号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があるが、当該届出が受理された日から30日を経過するまで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。なお、公開買付者は平成22年1月4日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出し、同日付でかかる事前届出が受理されているため（受理番号：公経株第3号）、平成22年2月3日付で待機期間は終了致しました。なお、当該待機期間の終了に伴って、公正取引委員会より待機期間の終了を確認する通知を平成22年2月4日に受領しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けておらず、これにより、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成22年2月4日（待機期間の終了による）

許可等の番号 公経株第3号（事前届出における受理番号）

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

(平成21年12月22日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	6	-	-
所有株券等の合計数	6	-	-
(所有潜在株券等の合計 数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

(平成21年12月22日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	6	-	-
所有株券等の合計数	6	-	-
(所有潜在株券等の合計 数)	(-)	-	-

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

(平成21年12月22日現在)

氏名又は名称	清成 友晴
住所又は所在地	横浜市都筑区佐江戸町600番地 (株式会社NTTデータMSE所在地)
職業又は事業の内容	株式会社NTTデータMSE 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 連絡場所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 連絡先 (03) 5546-8119
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年12月22日現在)

氏名又は名称	谷 和純
住所又は所在地	東京都江東区豊洲三丁目3番9号豊洲センタービルアネックス (エヌ・ティ・ティ・データ東京エス・エム・エス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	エヌ・ティ・ティ・データ東京エス・エム・エス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 連絡場所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 連絡先 (03) 5546-8119
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

清成 友晴

(平成21年12月22日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1	-	-
所有株券等の合計数	1	-	-
(所有潜在株券等の合計 数)	(-)	-	-

谷 和純

(平成21年12月22日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	5	-	-
所有株券等の合計数	5	-	-
(所有潜在株券等の合計 数)	(-)	-	-

第5 【対象者の状況】

4 【その他】

(訂正前)

(前略)

- (2) 対象者は、平成21年12月21日開催の対象者取締役会において、平成21年9月30日時点で保有していた自己株式のうち、未行使の新株予約権（ストック・オプション）の行使により移転されるべき335,000株を除く全て（普通株式559,139株）を平成22年3月2日付にて消却する旨の決議をしています。

(訂正後)

(前略)

- (2) 対象者は、平成21年12月21日開催の対象者取締役会において、平成21年9月30日時点で保有していた自己株式のうち、未行使の新株予約権（ストック・オプション）の行使により移転されるべき335,000株を除く全て（普通株式559,139株）を平成22年3月2日付にて消却する旨の決議をしています。

- (3) 対象者は、平成22年2月4日付で、東京証券取引所において、「平成22年3月期 第3四半期決算短信」を公表しております。当該公表に基づく対象者の連結の損益の状況等の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の対象者の損益の状況等の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者は、その正確性及び真実性について検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。

【損益の状況】

会計期間	平成22年3月期 (第40期第3四半期連結累計期間)
売上高	6,874,218千円
売上原価	5,347,421千円
販売費及び一般管理費	1,973,079千円
営業外収益	143,678千円
営業外費用	22,505千円
四半期純利益(四半期純損失)	191,289千円

【1株当たりの状況】

会計期間	平成22年3月期 (第40期第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純損益	13.76円
1株当たり配当額	-円
1株当たり純資産額	721.95円

(4) 公開買付者は、平成22年2月2日付で、東京証券取引所において、「平成22年3月期 第3四半期決算短信」を公表しております。当該公表に基づく公開買付者の連結の損益の状況等の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。

【損益の状況】

会計期間	平成22年3月期 (第22期第3四半期連結累計期間)
売上高	796,655百万円
売上原価	605,920百万円
販売費及び一般管理費	140,553百万円
営業外収益	2,620百万円
営業外費用	7,573百万円
四半期純利益(四半期純損失)	21,839百万円

【1株当たりの状況】

会計期間	平成22年3月期 (第22期第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純損益	7,786.02円
1株当たり配当額	3,000円
1株当たり純資産額	203,769.54円

公開買付届出書の添付書類

「株券等の取得につき許可等があったことを知るに足る書面」(府令第13条第1項第9号)として、公正取引委員会からの平成22年2月4日付の待機期間終了を確認する通知を、本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。